

社会福祉法人 慶桜会

作成 令和7年1月28日

改訂

『事故発生の防止のための指針』

- 1 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- 2 安全・リスクマネジメント委員会その他施設内の組織に関する事項
- 3 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針
- 4 事故報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知
- 5 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

1 施設における介護事故防止に関する基本的考え方

社会福祉法人 慶桜会は入居者・利用者が安心、安全に暮らすことができるよう、入居者・利用者の状態・状況を把握し、共有していきます。又、事故分析を基に、予防策を周知徹底し、介護事故の防止に努めます。入居者・利用者一人一人に着目した個別サービスを徹底し、組織全体で介護事故防止に取り組みます。

2 安全・リスクマネージメント委員会その他施設内の組織に関する事項

介護事故発生の防止等に取り組むにあたって「安全・リスクマネージメント委員会」を設置します。

① 設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止し、入居者・利用者一人一人が安全で、安心した生活を送ることができるように体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い施設全体で取り組むことを目的とします。

② 安全・リスクマネージメント委員会の構成員・担当者の選定

構成委員については、各サービスの職員から選任します。
安全対策責任者担当者を選任します。

③ 安全・リスクマネージメント委員会の開催

定期的に毎月1回開催し、介護事故防止の未然防止、再発防止などの検討を行います。

④ 安全・リスクマネージメント委員会の役割

(1) マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備

介護事故等未然防止のためのマニュアルを定期的に見直し、必要に応じて更新します。事故・ヒヤリハット報告書等の様式についても作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。

(2) 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討

事故・ヒヤリハット報告を分析し、事故発生防止の為の再発防止策を検討します。

(3) 再発防止策の周知徹底

(2) によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

3 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故防止に取り組むにあたって、安全・リスクマネジメント委員会を中心として、介護事故発生防止に関する職員への教育、研修を定期的に行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施。
- ② 新任者に対する事故発生防止のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

4 事故報告書の報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知

報告、改善の方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、職員の懲罰を目的としたものでないことに留意します。

- ① 報告手順の確立
事故報告書の様式を作成し、報告手順を確立します。
- ② 事故要因の分析
事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討します。
- ③ 改善策の周知徹底
報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底します。
- ④ 防止策の評価
防止策を講じた後に、その効果について評価します。

5 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、定められた手順の通り速やかに対応します

- ① 当該入居者・利用者への対応
事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該入居者・利用者の状況を判断し、当該入居者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。
- ② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告します。

① 関係者への連絡

関係職員から連絡等に基づき、ご家族、必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

② 保険者県等への報告

保険者等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告します。

③ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

「事故発生の防止のための指針」は、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページに公表し、いつでも入居者・利用者及び家族が自由に閲覧できるものとする。